

令和元年 6 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和元年 6 月 3 日

も く じ

| | | |
|--------|---|----|
| 報告第 5号 | 交通事故に係る専決処分の報告について----- | 1 |
| 報告第 6号 | 平成30年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて----- | 3 |
| 議案第34号 | 令和元年度大東市一般会計補正予算（第2次）について----- | 別冊 |
| 議案第35号 | 大東市教育委員会委員の任命について----- | 6 |
| 議案第36号 | 大東市固定資産評価審査委員会委員の選任について----- | 7 |
| 議案第37号 | 市道路線の認定について----- | 8 |
| 議案第38号 | 大東市条例の用字の表記の整備に関する条例について----- | 9 |
| 議案第39号 | 大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について----- | 11 |
| 議案第40号 | 大東市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正す る条例について----- | 14 |
| 議案第41号 | 大東市都市公園条例の一部を改正する条例について----- | 18 |
| 議案第42号 | 大東市営住宅条例の一部を改正する条例について----- | 23 |
| 議案第43号 | 大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例について----- | 25 |



報告第5号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成31年2月7日 |
| 2 損害賠償の相手方 |   |
| 3 損害賠償の額 | 金290,520円 |
| 4 損害賠償の理由 | 平成30年12月26日東大阪市水走四丁目6番25号の東大阪都市清掃施設組合敷地内において、本市自動車（教育政策室）が後進したところ、当該自動車に後続する相手方自動車に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第6号

平成30年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成30年度大東市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により調製したもので、同項の規定により次のとおり報告する。

令和元年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

平成30年度大東市一般会計

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 |
|-----|-------|--------------------|-------------|-------------|
| 民生費 | 社会福祉費 | 障害者が安心できるまちづくり事業 | 13,690,000 | 0 |
| 民生費 | 老人福祉費 | 老人福祉総務経費(高齢政策) | 1,034,000 | 1,034,000 |
| 民生費 | 児童福祉費 | 法人立保育所等整備費補助事業 | 165,936,000 | 165,936,000 |
| 民生費 | 児童福祉費 | 児童センター管理経費 | 2,898,000 | 2,898,000 |
| 土木費 | 都市計画費 | 既存民間建築物耐震診断・改修補助事業 | 4,884,000 | 498,000 |
| 土木費 | 都市計画費 | 中垣内浜公園新設事業 | 93,662,000 | 93,662,000 |
| 土木費 | 河川費 | 水路整備事業 | 189,159,000 | 189,159,000 |
| 教育費 | 小学校費 | 小学校管理経費(学校管理) | 172,343,000 | 124,739,000 |
| 教育費 | 中学校費 | 中学校管理経費(学校管理) | 107,832,000 | 107,832,000 |
| 合 計 | | | 751,438,000 | 685,758,000 |

繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

| 左の財源内訳 | | | | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 既 収 入 | 未収入特定財源 | | | | 一般財源 |
| | 特定財源 | 国庫支出金 | 府支出金 | 地方債 | |
| | | | | | 0 |
| | | 516,000 | 259,000 | | 259,000 |
| | | 138,448,000 | | | 27,488,000 |
| | | | | | 2,898,000 |
| | | | | | 498,000 |
| | | 18,355,000 | | 24,700,000 | 50,607,000 |
| | | 54,787,000 | | 106,300,000 | 28,072,000 |
| | | 23,082,000 | | 95,500,000 | 6,157,000 |
| | | 49,745,000 | | 58,000,000 | 87,000 |
| 0 | 284,933,000 | 259,000 | 284,500,000 | 6,157,000 | 109,909,000 |

令和元年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

議案第35号

大東市教育委員会委員の任命について

大東市教育委員会委員 水野 達朗氏の任期が、令和元年6月30日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

住 所



氏 名

水 野 達 朗

生年月日



公 職 歴

| | | | |
|---------|---|---------|---|
| 平成25年9月 | ～ | 平成26年3月 | 文部科学省家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会委員 |
| 平成26年2月 | ～ | 平成26年4月 | 文部科学省「家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業」における選定委員会委員 |
| 平成27年2月 | ～ | 平成27年4月 | 同上 |
| 平成27年7月 | ～ | 現在 | 大東市教育委員会委員 |
| 平成28年3月 | ～ | 現在 | 大東市ラブホテル建築規制審査会委員 |

議案第37号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和元年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

認定する路線

- | | |
|--------------|--|
| 1 三箇一丁目9号線 | (起点) 大東市三箇一丁目308番18先 (終点) 大東市三箇一丁目306番2先 |
| 2 寺川三丁目6号線 | (起点) 大東市寺川三丁目1074番3先 (終点) 大東市寺川三丁目1074番12先 |
| 3 寺川三丁目7号線 | (起点) 大東市寺川三丁目181番1先 (終点) 大東市寺川三丁目181番5先 |
| 4 平野屋一丁目12号線 | (起点) 大東市平野屋一丁目282番11先 (終点) 大東市平野屋一丁目282番17先 |
| 5 野崎四丁目5号線 | (起点) 大東市野崎四丁目237番2先 (終点) 大東市野崎四丁目237番20先 |

理 由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により築造された開発道路及び本市へ無償寄附された道路を市道として認定するため。

議案第38号

大東市条例の用字の表記の整備に関する条例について

大東市条例の用字の表記の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

本市の条例中の用字の表記を整備することについて、必要な事項を定めるため。

大東市条例の用字の表記の整備に関する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例（以下「公布条例」という。）の用字の表記の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用字の表記の整備）

第2条 公布条例中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

| | |
|------|------|
| および | 及び |
| ならびに | 並びに |
| または | 又は |
| もしくは | 若しくは |
| 寄付 | 寄附 |
| 付則 | 附則 |
| 付属 | 附属 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和元年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生
労働省令第49号）が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行う
ため。

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項および第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第2項第4号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、「。付則第3項において同じ」を削る。

第24条第2項中「家庭的保育者」の次に「（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）」を加える。

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第46条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する

事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（付則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付則第3項中「（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

付則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

大東市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

道路構造令の一部を改正する政令（平成31年政令第157号）が平成31年4月25日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自転車通行帯

第4条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、「第33条」を「第34条」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第5項中「0.5メートル」を「0.5メートル以上」に改める。

第42条第4項中「第11条まで、第13条から第39条までおよび第40条第1項」を「第12条まで、第14条から第40条までおよび第41条第1項」に改め、同条を第43条とする。

第41条第5項中「第39条」を「第40条」に、「第12条を」を「第13条を」に改め、同条を第42条とする。

第40条第1項中「第9条第3項、第10条第2項および第3項、第11条第3項および第4項、第13条第2項および第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項ならびに第26条」を「第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第14条第2項および第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項ならびに第27条」に改め、同条第2項中「第9条第3項、第10条第2項および第3項、第11条第3項および第4項、第13条第2項および第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項および第2項ならびに第42条第1項」を「第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第14条第2項および第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項および第2項ならびに第43条第1項」に改め、同条を第41条とする。

第39条中「第14条、第15条、第25条、第27条、第32条および第36条」を「第15条、第16条、第26条、第28条、第33条および第37条」に改め、同条を第40条とする。

第38条を第39条とし、第33条から第37条までを1条ずつ繰り下げる。

第32条第8号中「緊急連絡施設」を「第5号に掲げるもの」に改め、同条を第33条とする。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同条を第32条とする。

第30条を第31条とする。

第29条第4項中「第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条および第26条」を「第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条および第27条」に改め、同条を第30条とする。

第28条を第29条とし、第16条から第27条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条中「第33条」を「第34条」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「自転車道」の次に「もしくは自転車通行帯」を加え、同条を第12条とする。

第10条第1項中「自転車道」の次に「または自転車通行帯」を加え、同条を第11条とする。

第9条第1項中「または第4種の道路」を「（第4級および第5級を除く。次項において同じ。）または第4種（第3級および第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路（自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の第3種または第4種の道路については、この条例による改正後の大東市道路の構造の技術的基準を定める条例第9条ならびに第10条第1項および第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正）

- 3 大東市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第11条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条第2項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改める。

議案第41号

大東市都市公園条例の一部を改正する条例について

大東市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

都市公園に公募対象公園施設を設ける場合における建蔽率の特例について定めること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市都市公園条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（公園施設の設置基準）

第6条 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。次条において「令」という。）第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

第7条第1項から第4項までの規定中「前条本文」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第24条第3項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

都市公園使用料表

1 都市公園に公園施設を設け、または管理する場合

| 使用の種類 | 単位（期間） | 使用料の額（円） |
|-------|--------|---|
| 土地 | 1月 | 当該土地の価格×（0.25／100）×（当該土地のうち使用する部分の面積／当該土地の面積） |
| 建物 | 1月 | （当該建物の価格×（0.5／100））＋当該建物の敷地の価格× |

| | | |
|-----------------------------|----|--|
| | | $(0.25 / 100) \times (\text{当該建物のうち使用する部分の面積} / \text{当該建物の面積})$ |
| 土地および建物以外の財産（以下「その他財産」という。） | 1月 | 当該その他財産の価格 $\times (0.5 / 100) \times (\text{当該その他財産のうち使用する数量} / \text{当該その他財産の数量})$ |

2 公園施設以外の工作物その他の物件または施設を設けて都市公園を占有する場合

| 使用の種類 | | 単位 | | 使用料の額（円） |
|-----------------|--------------------------|---------|----|----------|
| | | 数量 | 期間 | |
| 電柱、支柱、支線柱および支線 | | 1本 | 1年 | 1,400 |
| 水道管、下水道管、ガス管その他 | 外径が0.2メートル未満のもの | 1メートル | 1年 | 300 |
| これらに類するもの | 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの | 1メートル | 1年 | 400 |
| | 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの | 1メートル | 1年 | 950 |
| | 外径が1メートル以上のもの | 1メートル | 1年 | 1,900 |
| 地下構造物 | | 1平方メートル | 1年 | 1,900 |
| 郵便差出箱 | | 1個 | 1年 | 760 |
| 公衆電話所 | | 1個 | 1年 | 1,900 |
| 標識 | | 1本 | 1年 | 1,500 |

| | | | | |
|---------------------------|---------------|----------------------|----|---|
| 工事用板囲、足場、詰所および 工事用材料置場 | | 1 平方メ ートル | 1月 | 1, 0 0 0 |
| 看板、貼り札 および貼り紙 | 一時的に設け るもの | 表示面積 1 平方メ ートル | 1月 | 7 2 0 |
| | その他のもの | 表示面積 1 平方メ ートル | 1年 | 7, 2 0 0 |
| その他のもの | | 1 平方メ ートル | 1月 | 当該土地の価格× (0. 2 5 / 1 0 0) × (当該土地のうち使 用する部分の面積 / 当 該土地の面積) |

3 第9条第1項各号に掲げる行為をする場合

| 使用の種類 | 単位 | | 使用料の額 (円) |
|--|--------------|-------|-----------|
| | 数量 | 期間 | |
| 行商、募金その他これらに類す る行為 | 1 平方メ ートル | 1日 | 8 0 0 |
| 業として写真または映画を撮影 する行為 | — | 1時間 | 2, 0 0 0 |
| 興行を行う行為 | 1 平方メ ートル | 1日 | 5 4 |
| 競技会、展示会、博覧会その他 これらに類する催しのために独 占して都市公園を利用する行為 | — | 1日 | 2, 0 0 0 |
| 夜間照明設備を使用する行為 | — | 3 0 分 | 5 0 0 |

備考

- 1 土地、建物、敷地およびその他財産の価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、

当該各号に定める価格によるものとする。

- (1) 買入れ、建築、収用等有償により取得したもの 当該有償により取得した価格
 - (2) 前号に掲げるもの以外のものおよび前号の価格によることが適当でないと認められるもの 適正な時価により市長が評定した価格
- 2 公園施設を設け、または管理する者を公募により決定した場合の使用料の額は、当該公園施設を設け、または管理する者として決定した者が応募した額（その額がこの表に定める額を下回る場合にあっては、この表に定める額）とする。
 - 3 単位の計算については、30分を単位とするものにあつては30分に満たない端数は30分、1時間を単位とするものにあつては1時間に満たない端数は1時間、1日を単位とするものにあつては1日に満たない端数は1日、1年を単位とするものにあつては1年に満たない端数は1年、1平方メートルを単位とするものにあつては1平方メートルに満たない端数は1平方メートル、1メートルを単位とするものにあつては1メートルに満たない端数は1メートルとして行うものとする。
 - 4 1月を計算の単位とするものについては、使用の期間が1月に満たないときまたはその期間に1月に満たない端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。
 - 5 算出した使用料の額に50円未満の端数があるときは、これを50円に切り上げるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

大東市営住宅条例の一部を改正する条例について

大東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市営飯盛園第2住宅を廃止すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市営住宅条例（平成10年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条第2項中「および第9号」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第18条第1項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改める。

第38条第3項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率」に改める。

第43条の表第18条の項および第49条の表第18条の項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改める。

別表第1の1の表中大東市営飯盛園第2住宅の項を削る。

別表第2中大東市営飯盛園第2住宅駐車場の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第6条および第11条の規定は、この条例の施行の日以後に市営住宅の入居の申込みを行う者について適用し、同日前に市営住宅の入居の申込みを行う者については、なお従前の例による。

議案第43号

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月3日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第50号）が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため。

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「都道府県知事」の次に「または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

印刷物番号

3 1 - 2 0